

平成 25 年試験

論文式試験問題

企業法

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないで下さい。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中、使用が認められたもの以外は、すべてかばん等にしまい、足元に置いて下さい。衣類のポケット等にも入れないで下さい。試験中、使用が認められているものは、次のとおりです。
〔筆記用具、修正液(修正テープ)、算盤、電卓(基準に適合したものに限る。)、定規、ホッチキス及び時計(通信機能を有するものを除く。)]
使用が認められたもの以外のものを机に出している場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中においても、試験官が必要と認めた場合には、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従って下さい。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は2時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めて下さい。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机の上に置いて下さい。椅子や机の下等には置かないで下さい。
- 9 この問題冊子は、1頁から2頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出て下さい。
- 10 答案用紙は問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないで下さい。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。)を使用して下さい。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の左上の所定欄に貼付して下さい。受験番号シールが貼付されていない場合は、答案が採点されません。
- 13 答案用紙は必ず切り取り線で切り離れたうえで提出して下さい。ホッチキスで留めたりしないで下さい。
- 14 問題に関する質問には一切応じません。
- 15 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないで下さい。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験官の指示に従って下さい。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返して下さい。試験終了後に、答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり、指示するまで絶対に席を立たないで下さい。
- 18 問題冊子、試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、中途退室する場合には問題冊子、試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子、試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来て下さい。

第 1 問 (50点)

甲会社は、発行済株式総数 100 株の株式会社であり、種類株式発行会社ではなく、株券発行会社でもない。甲会社の定款には、同社の株式を譲渡により取得するには同社取締役会の承認を要する旨の定めがある。甲会社の株主は、A (70 株)、B (20 株) 及び C (10 株) であり、同社の代表取締役は A、取締役は D 及び E である。

A は、甲会社の資金調達を主要な目的として、1 株の払込金額を 10 万円 (特に有利な払込金額ではない。)、発行する株式の数を 100 株、払込期日を平成 24 年 6 月 18 日、割当先を A とする募集株式の発行を企図した。甲会社では、過去 1 年以内に、募集事項の決定につき、取締役会に委任する旨の株主総会の決議はなされていないにもかかわらず、甲会社は、株主総会を招集することなく、取締役会の決議に基づき募集株式を発行し、A は払込期日に全額を払い込んだ (以下「本件募集株式発行」という。)。A は、本件募集株式発行にかかる株主総会の議事録をねつ造し、甲会社を代表して、増資の登記を行った。

その後、平成 25 年 7 月 25 日、A は、自らの債務の返済のために、D 及び E に相談することなく、自己の有する甲会社株式 50 株を F に譲渡した (以下「本件株式譲渡」という。)

この場合において、下記の問いに答えなさい。なお、**問 1** と **問 2** は独立した問題とする。

問 1 B は、平成 25 年 3 月 28 日に開催された甲会社の定時株主総会において、本件募集株式発行の事実を知った。そこで B は、同年 4 月 12 日に、新株発行の無効の訴えを提起した。この訴えによる無効の主張が認められるか論じなさい。

問 2 F は甲会社に対して株主としての権利を行使したいと考えている。そのためには、①本件株式譲渡の効力をどのように考えれば良いか論じなさい。また、②F が甲会社に対して株主としての権利を行使するために、F がとるべき会社法上の手続について説明しなさい。なお、本件募集株式発行につき、新株発行の無効の訴えは提起されなかったものとする。

第2問 (50点)

乙株式会社(以下「乙会社」という。)は、監査役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。乙会社の取締役の報酬等に関する下記の問いに答えなさい。なお、取締役の報酬等の決定について定款に別段の定めはないものとする。

問1 乙会社では、定款の定めを変更せずに、各取締役に報酬等としての新株予約権(いわゆるストック・オプション)を付与したいと考えている。このような報酬等としての新株予約権の付与に関する会社法上の決定手続について、規制の趣旨及び決定すべき事項を明らかにしながら説明しなさい。ただし、その発行する募集新株予約権の募集事項の決定手続については、説明する必要はない。

問2 乙会社の取締役Aが退任することになったため、株主総会において、Aに支給する退職慰労金について、その金額、支給時期及び支給方法を乙会社が定めた役員退職慰労金支給規程に従って決定することを取締役会に一任する旨の決議(以下「本件一任決議」という。)がなされた。当該役員退職慰労金支給規程は、本店に備え置かれている。なお、乙会社は、株主総会参考書類を交付する義務はなく、任意にも交付していない。

本件一任決議の効力について論じなさい。